

(システム施行)

保 体 号 外
令和7年10月31日

県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公印省略)

クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外1者から通知がありましたので承知願いますとともに、各地域の実情に応じた対策を検討いただき、危機管理マニュアルへの記載や在校時及び登下校時、日常生活における注意喚起をお願いします。

担 当：学校安全・防災班 岩崎
電 話：022-211-3669
FAX：022-211-3796
E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)

保 体 号 外
令和7年10月31日

市町村教育委員会学校安全主管課長 殿
(学校安全教育担当者 扱い)

宮城県教育庁保健体育安全課長
(公 印 省 略)

クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について (通知)

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外1者から通知がありましたので御承知願うとともに、貴教育委員会所管の学校(石巻市は市立高等学校も含む)にお知らせ願います。

担 当：学校安全・防災班 岩崎
電 話：022-211-3669
FAX：022-211-3796
E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

全国的にクマの被害が発生していることを踏まえ、児童生徒の安全を確保するための留意点等を示しますの
で、学校及び登下校の安全確保について、各地域の実情に応じた対策の検討や注意喚起等をお願いします。

事 務 連 絡

令和7年10月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について

近頃、全国の様々な地域において、市街地や集落など人の生活圏でのクマの被害が発生しており、クマ出没に対する学校生活や登下校の安全確保や不安解消について、これまであまりクマの出没が見られなかった地域も含め、対応が求められているところです。

クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保については、別添の環境省作成の「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」や地方公共団体における取組事例を参考に、日頃からクマの出没情報に留意し、必要に応じて、通学路の点検や変更、クマの出没時の安全対策や連絡体制など、各地域の実情に応じた対策を検討いただくとともに、危機管理マニュアルへの記載や学校及び登下校時、日常生活における注意喚起をお願いします。

また、対策の検討に当たっては、地方公共団体の鳥獣被害対策にかかわる関係部局や地域の警察署と連携協力を図るなどの検討をお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会においては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人及び学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担

当課においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

周知に際しては、全ての学校に一律に周知するのではなく、その周知先を適切にご判断いただくとともに、各学校において留意が必要な点を整理するなど、効率的・効果的な周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添 1)

クマ類の出没対応マニュアル ―改定版― || 野生鳥獣の保護及び管理[環境省]

※特に(別添 1) 内の 2 ページ「5. 人の生活圏への出没防止」参照

(別添 2)

学校における危機管理の手引(改訂第 3 版)の追録[北海道教育委員会]

(別添 3)

花巻市教育委員会等クマ出没対応マニュアル[岩手県花巻市教育委員会]

(別添 4)

男鹿市教育委員会クマ出没対応マニュアル[秋田県男鹿市教育委員会]

< 本件担当 >

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室

電話：03-6734-2966 E-Mail：anzen@mext.go.jp

環境省自然環境局

野生生物課鳥獣保護管理室

電話：03-5521-8285 E-mail：shizen-choju@env.go.jp

クマ類の出没対応マニュアル

－改定版－

概要版



令和3（2021）年3月

環境省自然環境局

本マニュアルの目的

クマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）は、森林生態系の重要な構成種です。一方、農作物被害や人身被害など、人とクマのあつれきは深刻な問題となっています。

本マニュアルは、クマ類の出没を減らし、クマ類による被害を減らすことを目的としてその対策をまとめたものです。

I. 出没に備える

1. 人とクマ類のすみ分け

- クマ類の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群を安定的に維持していくためには、人とクマとのすみ分けが鍵になります。人の生活圏ではクマ類の出没を抑制する対策を徹底し、出没自体を減らすことが非常に重要です。また、出没した個体への対応方針を明確化しておくことで、出没時に迅速な対応をすることが可能になります。

2. 連絡体制の構築

- 出没対応に関係する組織等の役割を定め、関係者の役割を明確化してください。また、夜間休日等を考慮した連絡体制図や対応のフロー図を作成しておくことで適切で迅速な対応が可能になります。

3. 出没状況に応じた対応方針の作成

- 出没個体の出没場所（ゾーニング）に基づき、個体数水準、問題度（出没頻度、人馴れ、被害の程度）、人身被害の緊急性などに応じて、どのような対応をとるか事前に方針を策定しておくことが重要です。
- 出没したクマ類に対して、どのような対応をとるかの緊急時対応の判断者を決めておきます。また、現場で実際にクマ類に対処する対応者を確保しておくことは、出没対応の要です。

4. 研修と人員の配置

- 出没が発生した際に事前に決定した関係者の連絡体制や役割分担を機能させるためには、研修や想定訓練を実施することが必要です。訓練では、連絡体制、手順、役割、配置、装備、関係者間の意識の共有、関係者間の良好な関係性の構築を確認するとともに課題を抽出し、その改善方法を検討します。
- 出没件数の増加、出没環境の多様化と危険事例の増加、錯誤捕獲の増加などに対応するためには、鳥獣対策を専門とする人員を継続的に配置することが有効です。人材の配置形態には、外部組織への委託、非正規（嘱託）職員、正規職員などがあります。各自治体の状況に応じた人員配置の形態を検討してください。

5. 人の生活圏への出没防止

- クマ類が人の生活圏に出没する要因は、人的な要因とクマ類の行動特性などが複合的に関係します。そのため、人的な要因である誘引物や環境に対策を実施することで出没を抑制できます。
 - 具体的な誘引物とその対策方法について以下に示します。

誘引物	対策方法
果樹、公園の樹木	不要なものは伐採します。伐採が難しいものについては、剪定して管理できるサイズにする、トタンを巻く、電気柵で周囲を囲うといった対策を検討します。また、落下した果実を放置しないことも重要です。
ハチの巣	可能であれば除去します。
養蜂箱	電気柵が有効です。
生ゴミ (残飯、廃油、食用油)	屋内で保管し、収集日当日に出すようにします。ゴミ集積場にクマ対策ゴミ箱を設置するなど、クマが開けることができない構造のゴミ箱やゴミ集積場を導入します。
コンポスト	極力においを抑えるために、定期的に土や腐葉土、石灰、発酵促進剤を投入します。肉や魚、果物など、強いにおいを放つものは投入を控えるようにします。
発酵食品、ペットフード、 ペンキ塗料、有機肥料、 家畜・養魚飼料、油かす、 燃料など	屋内で保管するようにします。また、クマが屋内に侵入できないよう設備を強化することも重要です。
農作物の放棄残滓 (廃果や野菜くずなど)	土中深くに埋めるか、電気柵で周囲を囲う対策が有効です。
田畑や果樹園などの農地、 養蜂箱、畜舎、養魚場など	電気柵で周囲を囲う対策が有効です。

- 住宅・農地等と接する山林等の緩衝帯をクマ類が進出しづらく隠れにくい環境に整備することが重要です。さらに、耕作放棄地も定期的に整備する必要があります。また、河川敷や島状に分布する山林、都市部に突き出た緑地帯などを利用して、山林から離れた都市部のような地域にもクマが侵入することがあります。そのため、見通しを良くすることや電気柵の設置でクマの出没を抑制する効果が期待できます。ただし、整備のメンテナンスは定期的の実施する必要があります。
- 地元住民が主体となり、地域ぐるみで総合的な防除対策を継続・維持することが重要です。自治体は、地域・個人の意識向上を図るとともに、対策の実行をサポートする役割を担うことが求められます。集落環境点検の実施も効果的です。また、対策を実施する際は交付金・補助金の活用も検討しましょう。

6. クマ類の生息域での被害防止

- ・ 山林などのクマ類の生息域内に立ち入る際は、人身被害を防止するためにクマ類との遭遇を回避することが求められます。
 - ・ 入山者はクマ類との遭遇リスクを理解した上で、遭遇しないための対策を徹底しましょう。
 - ・ 山小屋や登山道、キャンプ場などの設備・施設管理者は、クマ類を餌付けさせないよう誘引物の管理を徹底しましょう。

7. 堅果類の豊凶調査と大量出没予測

- ・ 秋期のクマ類の出没件数は、堅果類の豊凶に大きく左右されます。この特徴を利用して、クマ類の出没を予測すべく堅果類の豊凶を把握する調査が実施されています。その中で広く行われている調査として、春期または夏期に開花度を調べることで秋期の豊凶を予測する開花調査と、秋期に結実量を調べることで豊凶を把握する結実調査があります。
- ・ クマ類の大量出没が発生すると、出没件数の増加に加えて普段出没がない地域にも出没することがあり、被害件数が増加します。そのため、日常的な対策をさらに強化する必要があります。実施すべき項目と、改めて住民に周知すべき項目を以下に示します。

実施すべき内容	住民への周知内容
・ 認識の共有と対策のための緊急会議 ・ 出没した際の対応体制の強化 ・ 環境点検と環境整備の実施 ・ 住民への注意喚起	・ 誘引物の除去、管理の徹底 ・ 環境整備と地域での集落点検の実施 ・ 戸締り等の家屋等侵入防止対策 ・ 遭遇しないために気を付ける事 ・ 遭遇した時にとるべき行動

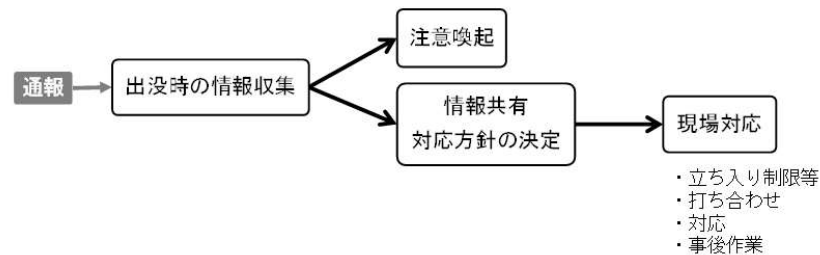
- ・ 大量出没が予測された際には、周知のための警報（以下「出没警報」）の発令を行って下さい。出没警報を広く知らせるためには、ホームページへの掲載や報道発表を実施することが有効です。

8. 学習会の開催

- ・ 学習会等を通じて、行政担当者や作業員だけでなく、住民もクマに対する知識を理解し、遭遇した際の対処法を理解しておくことが被害を未然に防ぐ上で重要です。また、クマ類の出没に慣れていない地域でも、クマ類について知り、正しく恐れることで出没時の混乱を防ぐこともできます。

II. 出没時の対応

1. クマ類の出没への対応



- 出没の一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を収集して下さい。収集した情報は対応方針を決定するために重要なだけでなく、今後の計画策定・改定の基盤情報になるため、必要な情報を網羅した様式を備える必要があります。また、人の生活圏に出没した場合は、緊急性に応じて適した方法を選択し、注意喚起を実施します。
- 出没への対応方法を以下に示します。各方法の選択は、住民等の安全確保を基準に、クマの行動や興奮度合い、緊急性の程度、人家や建造物の配置、出没場所の状況などから判断して下さい。また、対応時にはクマを興奮させないように、一定の距離をとり不必要に接近しないことを心がけて下さい。

対応種類	方法	特徴
追い払い	クマの逃走経路を確保できる状況において、花火、動物駆逐用煙火、ゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法。	花火や動物駆逐用煙火は住居集合地域等での使用の規制がないため、使用のハードルが低い。対象個体に当てる必要がないので、様々な状況で使用でき、高い技術も不要である。
捕獲檻による捕獲	出没が限定的で、緊急性が比較的高くない状況において、ドラム缶檻やパンチングメタル檻などを使用して生け捕りにする方法。	現場での待機が必要ない。猟銃の使用が禁止されている場所では、薬殺や電気殺などの止め刺し方法を検討しておく。
猟銃による捕獲	バックストップ（安土）が確保できる状況において、出没しているその場で捕獲することができる。火薬を使用して弾を発砲する致死的な捕獲方法。	離れた距離から命中させることができる。住居集合地域等での使用には警察官職務執行法（以下「警職法」という）の適用が必要となる。

麻醉銃による捕獲	屋内等のクマが逃走出来ない場所や、逃走する姿を継続して視認できる場所において、麻醉薬の入った投薬器を空気圧で発射して捕獲する方法。	猟銃に比べると威力が非常に弱いため、弾の貫通や失中等による周囲への危険が少ない。住居集合地域等での使用には警職法の適用または鳥獣保護法による麻醉銃猟の許可が必要となる。
監視	他の方法が取れない場合や、差し迫った危険性がない場合に、出没個体の動向を警戒する方法。	車があれば特別な道具類や技術は必要ない。危険を冒さずに実施でき、人や車の圧力で山に戻ることもある。

- 出没個体への対応時は、まず現場への立入制限措置を実施します。対応者は打合わせを実施し、役割分担や配置、対応時の動きを確認します。対応後は、安全確認後に立入制限等の措置を解除します。また、出没記録や捕獲記録等の報告をまとめ、関係機関に情報を共有します。

2. 市街地等での銃の使用

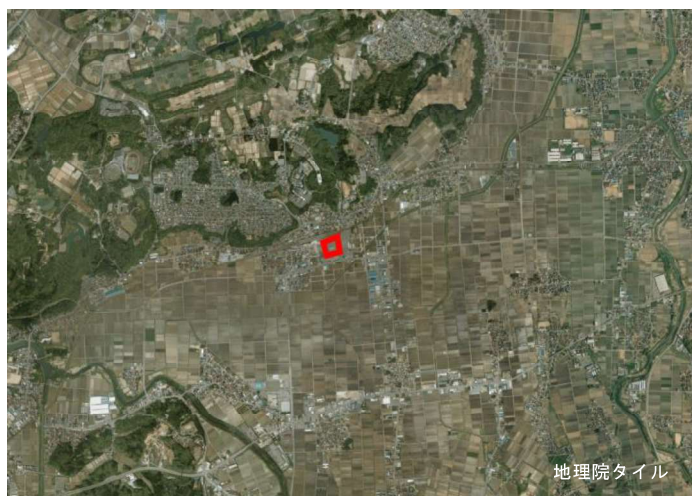
- 警察官職務執行法第4条を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに指示し、住居集合地域等において発砲が可能となります。そのため、事前に警察と協議を行い、適用の際の対応や連絡体制等についてすり合わせておくことが重要です。
- 麻醉銃の住居集合地域等での使用については、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲等の許可と、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可、麻醉薬の種類および量により危険猟法に該当する場合は危険猟法の許可が必要になります。さらに、麻醉銃猟の作業者は麻醉銃の所持許可を得ている必要があります。作業者が行政機関にいない場合は、あらかじめ対応できる機関・団体等を把握しておくようにします。

住居集合地域等において警職法が適用された事例として、石川県での事例を紹介します（▶事例 2-2-1）。

—事例 2-2-1— 住居集合地域等における猟銃の適用事例（石川県）

令和2（2020）年10月19日、石川県の開店前の商業施設にクマが侵入したとの通報が商業施設から入った。従業員は避難し、商業施設は休業措置をとる中、クマの逃走を防止するため施設の周囲にバリゲードを組み周辺住民の安全を図った。石川県白山自然保護センターの職員と機動隊を含む警察が現場の確認を実施し、対応方法を検討したところ、個体を発見した場所が閉鎖空間ではあったものの、不動化までの作業員の安全を確保しきれないことから、麻醉での不動化は不可能だとの判断に至った。そこで、今後の対応について白山自然保護センター、市、捕獲隊、警察の間で協議を行った結果、状況を鑑みて、警職法に基づく発砲命令を受け、捕獲隊が猟銃による捕獲を実施することとされた。周囲の安全管理は、県担当者、市担

当者、警察が協力して実施し、捕獲隊が猟銃による捕獲を実施した。クマの発見から約 13 時間後に、対応は終了し、けが人等の発生はなかった。



クマが侵入した商業施設の位置

赤く囲まれたところが対応箇所

石川県では、白山自然保護センターに麻酔銃を配備しており、市町に対する技術的補助を担っている。センター職員の現場での体制は、最低 2 名、基本 3 名で対応を行い、現場ではそれぞれ射手担当、現場調整担当、記録等作業補助担当を務めている。一方、市町では、市町からの推薦者による捕獲隊を結成して対応を行っている。錯誤捕獲や個体が閉鎖空間にいる状態であれば、センター職員が不動化作業を行い、麻酔銃の使用が困難な状態では、捕獲隊が猟銃による対応を行うように役割分担ができています。今回の事例も、麻酔銃及び猟銃の使用について検討した後、捕獲隊による対応が決定されたものである。

3. 人身被害発生時の対応

- 人身被害の発生通報を受けた市町村は、捕獲隊、消防、警察などの関係機関に出動要請を行い、被害者の救助を行うことが求められます。また情報の記録に加え、関係機関との速やかな情報共有が必要となります。
- 人身被害発生時は、住民等へ速やかに周知を行う、加害個体の搜索および捕獲を実施する、立入制限等の措置を講じるなど、二次被害の発生防止対策に努めます。
- クマの専門家による現場検証を行って情報を蓄積・分析することで、事故原因を究明し、再発防止策につなげることが重要です。

4. 捕獲・放獣作業の注意点

- 捕獲個体の学習放獣や錯誤捕獲個体の放獣に係る作業は、危険性を伴うとともに、さまざまな立場の関係者が従事するため、円滑な作業を可能にするために必要な情報を事前に収集し、関係者間で共有する必要があります。
- クマの麻酔による化学的不動化から放獣に至る作業では、従事者および捕獲個体の安全に最大限の注意を払う必要があります。事前に確認する事項を整理し、第一報時の情報収集から不動化、放獣までの各作業の流れや注意点、各従事者の役割を明確にし、現場での行動についても制限事項を確認しておきましょう。

5. 放獣の方針と体制整備

- 放獣にあたっては、地域個体群の個体数水準や捕獲地点のゾーニング区分、捕獲経歴、誘引物への執着の程度などに応じた基準に従い、出没個体を放獣するか否か判断します。また、学習付け（忌避条件付け）の有無などの放獣方法を決定します。
- 事前に放獣場所を調整しておくことも重要です。
- 実際に放獣を自治体で実施する場合、速やかに放獣体制を組めるよう、人材を確保するとともに事前に関係者の役割を明確にしておく必要があります。

III. クマ類に遭遇した際にとるべき行動

- 遠くにクマがいることに気が付いた場合は、落ち着いて静かにその場から立ち去りましょう。
- 近くにクマがいることに気が付いた場合は、クマを見ながらゆっくり後退するなど、落ち着いてクマとの距離をとりましょう。
- 至近距離でクマと突発的に遭遇した場合は、クマによる直接攻撃など過激な反応が起きる可能性が高くなります。顔面・頭部が攻撃されることが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつぶせになるなどして重大な障害や致命的ダメージを最小限にとどめることが重要です。クマ撃退スプレーを携行している場合は、クマに向かって噴射します。
- 親子連れのクマと遭遇した場合は母グマが攻撃行動をとることが多いため注意が必要です。子グマが単独でいるような場合でもすぐ近くに母グマがいる可能性が高いため、速やかにその場から立ち去りましょう。
- クマ撃退スプレーはクマを十分引き付けてから顔に向かって噴射することが重要です。事前に使い方を練習し、いざという時にすぐ使える場所に携帯することが必要です。

参考

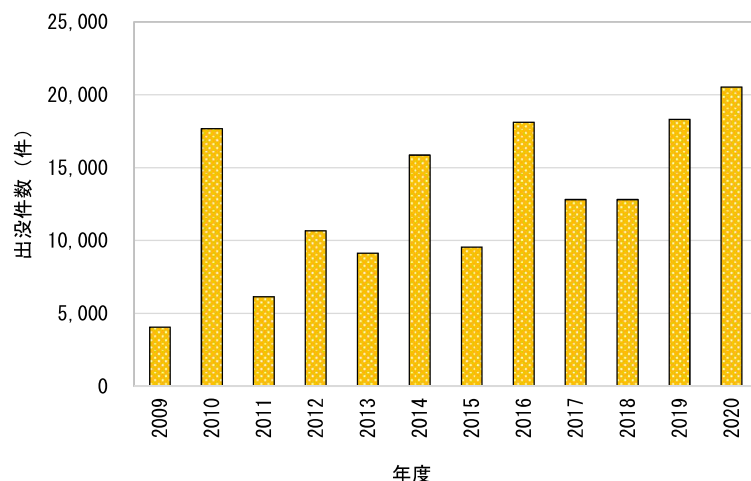
IV. クマ類の生態と現状

1. クマ類の生態

- 基本的に単独行動ですが、初夏の繁殖期にはオスとメスが一時的に行動をすることもあります。また、育仔期には1年半ほど母子で行動します。
- 季節や食物量に応じて、利用する場所・活動する時間帯を柔軟に変化させます。さらに、親元を離れた若いオス個体は、出生地から離れた場所に移動する分散行動をとります。

2. 生息域・生息状況の変化

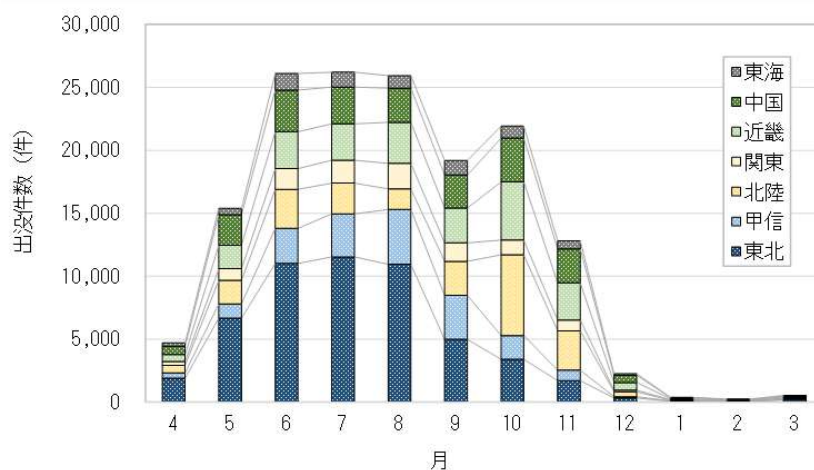
- クマの出没を増加させる要因として、中山間地域の社会環境の変化とそれに伴う里地里山の変化が挙げられます。
 - ・ 中山間地域では、過疎化や高齢化に伴って人間活動が低下しています。その結果、クマの警戒心が低下し、里地付近での出没が増加する可能性があります。さらに、耕作放棄地の拡大によってクマの隠れ場所となる藪や、食物となるヤマブドウ等のつる植物の液果類が増加します。また、放任果樹もクマの良質な食物となります。
 - ・ 里山では、林業従事者や里山を利用する住民が減少するなど、人による利用頻度が低下しています。その結果、樹木の大径木化による種子生産量の増加、森林内の主な構成樹種の変化によって、里山はクマにとって好適な餌場や生息環境に変化しています。
- 平成30（2018）年度に取りまとめた中大型哺乳類分布調査では、クマの分布は四国地方を除いた全ての地域で拡大しており、特に近畿地方と中国地方で大幅な増加がみられました。また、クマの生息状況は地域によって異なるものの、多くの地域で平野部を含む低標高域での分布拡大が確認されました。平野部には多くの人々が暮らしていることから、クマの分布域は人間の生活圏に近づいているといえます。
- 全国のツキノワグマの出没件数は、平成21（2009）年度以降増加傾向にあり、大量出没の発生が頻発化しています。ただし、地域によって大量出没の発生頻度は異なっています。



ツキノワグマの出没件数の推移

環境省資料より作成

- ・ 月別に出没件数をみると、4～8月まではおよそ4割程度が東北地方で発生していましたが、9月以降はその他の地方での割合が増加していました。
- ・ 年度別に出没件数をみると、春期（4～6月）の出没件数は、ほとんどの地域で年々増加していました。一方、秋期（9～11月）の出没件数は年度による変動が大きく、大量出没年は大きく増加していました。一部の地域や年度では、大量出没年に夏期（7～8月）の出没件数も増加していました。



ツキノワグマの月別出没件数（平成 21（2009）～令和 2（2020）年度）

環境省資料より作成

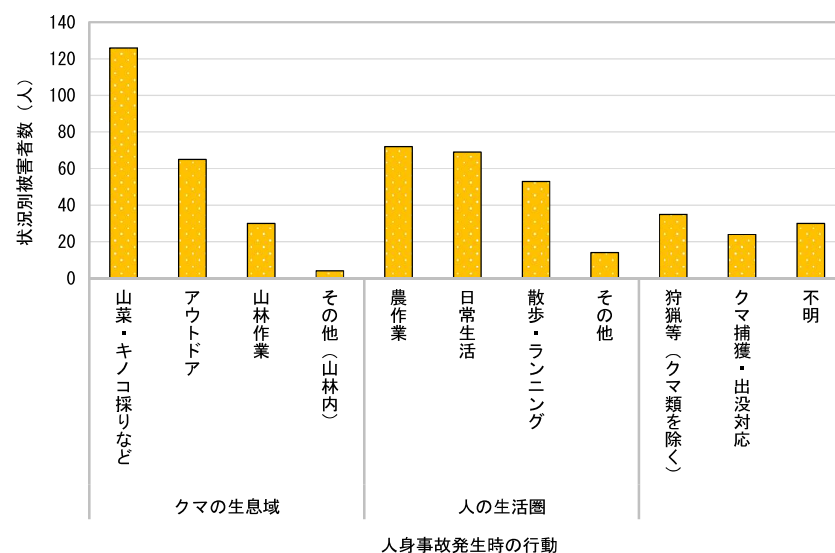
- ・ ブナ科堅果類の豊凶指数と秋期の出没件数の関係をみると、凶作時には、多くの年度、地域で並作～大豊作時よりも多くの出没が発生していました。ただし、その地域で優占する樹種によって出没が同調する範囲は異なること、地域によって植生等

が異なることから、出沒要因を明らかにするには地域毎の情報を収集、整理することが重要です。

- 出沒の主な要因としては、短期的な要素としてブナ科堅果類の豊凶を代表とする自然環境の変動等があげられます。長期的な要素としては、中山間地域における社会環境の変化によるクマ類にとっての生息域や利用域としての好適化、それに伴うクマ類の分布域の拡大や行動の変化であると考えられます。

3. 人身被害状況の推移

- ツキノワグマによる人身被害者数はヒグマよりも圧倒的に多く、被害者数は年々増加傾向にあります。ツキノワグマによる被害者数は、平成 16（2004）年度に 100 名を超えて以降、出沒が多い年に増加する傾向があります。
- 人身被害件数はツキノワグマが安定して生息する東北地方で特に多く、甲信地方及び北陸地方でも多くなっていました。年度別に出沒件数をみると、春期（4～6 月）の出沒件数は、甲信地方を除いた地域では、年々増加していました。一方、秋期（9～11 月）の出沒件数は年度による変動が大きく、大量出沒年は大きく増加していました。一部の地域や年度では、大量出沒年に夏期（7～8 月）の出沒件数も増加していました。
- 人身被害の発生時期は、4 月から発生し始めて 5 月に一度増加し、その後に秋に向けて増加して 10 月に最も多くなっていました。
- 人身被害発生時の被害者の行動内訳をみると、山菜・キノコ採りなどでの被害が最も多く発生していました。また、人の生活圏内でも、農作業や日常生活など様々な行動時にクマ類による人身被害が発生していました。クマの錯誤捕獲に起因する人身被害も多く発生しています。



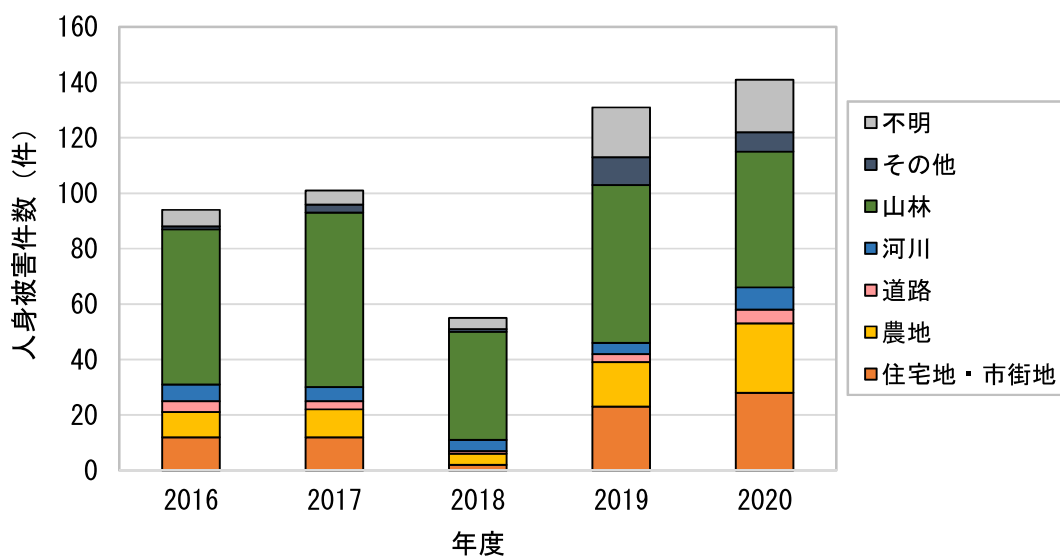
クマ類による人身被害発生時の被害者の行動

環境省資料（2016～2020 年度）より作成

日常生活：庭仕事や通勤・通学、新聞配達など

狩猟等（クマ類を除く）：クマ類以外の獣種および獣種不明の狩猟および許可捕獲など

クマ類捕獲・出沒対応：錯誤捕獲個体の放獣作業、追い払い、パトロール、狩猟など



クマ類による人身被害発生場所の推移

環境省資料（2016～2020 年度）より作成

- 人身被害の発生場所をみると、地域によって人身被害の件数や発生場所の傾向は異なるものの、被害件数が多い年に住宅地・市街地や農地での人身被害が増加する地域が多くなっていました。また、令和元（2019）年度以降は農地や住宅地・市街地での被害が増加しました。

4. 被害対策の状況

- 平成 18（2006）年度時点の状況と比較すると、近年はクマ類に対して地域の実情に合った対策を実施できる体制が整備されています。
 - ・ 令和 2（2020）年度時点で、第一種特定鳥獣保護計画は 8 府県、第二種特定鳥獣管理計画は 14 道県で策定されています。特定計画を策定していない都道府県についても、7 県が出没対応マニュアルや出没対応方針を作成しています。
 - ・ 令和 2（2020）年度には 22 道府県でクマに関する協議会が設置されています。
- クマ類の保護管理は、個体群管理、環境整備、被害防除対策の 3 つに大きく分けられます。これらのうち、捕獲による個体群管理と地域住民への情報提供を通じた被害防除対策の 2 つについて取り上げます。
 - ・ クマの総捕獲数は増加傾向にあり、クマの許可捕獲数は増加している一方で、狩猟による捕獲は減少しています。また、大量出没年には他の年度と比較し捕獲数が増える傾向にありました。
 - ・ クマ類による人身被害を未然に防ぐために、令和 2 年度時点で住民や観光客を対象とした情報提供をしている都道府県は 33 道府県あります。さらに、クマ類による被害を軽減させるため、各自治体は堅果類の豊凶調査等の結果を踏まえて出没警報を発出することがあり、令和 2（2020）年度には 29 道府県で出没警報を通じた注意喚起が行われています。

V. クマ類の錯誤捕獲によるリスクとその対策

- 近年、シカ・イノシシの捕獲を目的としたわなにクマ類が錯誤捕獲される事例が増加しています。クマの錯誤捕獲には、人身被害発生のリスクが伴います。
- クマ類が錯誤捕獲されないよう、わなの設置場所周辺でクマの目撃や痕跡が確認された場合は、わなの稼働を中止するか、わなの撤去または移設を検討するなど最大限の注意を払って捕獲を実施してください。
- 錯誤捕獲が発生した際に安全に見回り・放獣作業が実施できるよう、脆弱なわなの使用を避ける、見回りは原則毎日実施するなどの対策をとる必要があります。
- 錯誤捕獲率を低減させる捕獲技術の開発を進めていく必要があります。錯誤捕獲の発生状況を記録することで、効果的な対策の検討にも貢献できます。報告様式を定めるなどして情報収集の体制を構築することが求められます。

教 生 学 第 6 1 6 号
令和 7 年（2025 年）8 月 18 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会を除く）
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」の追録について（通知）

各市町村教育委員会及び学校におかれましては、危機管理マニュアル等に基づき、危機管理体制の確立に努めていただいているところですが、近年、道内各地でヒグマの出没が多発し、市街地や住宅街などの人の生活圏まで出没するようになってきていることなどを踏まえ、「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」の追録として、別添のとおりヒグマが出没した際の対応例を作成しましたのでお知らせします。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校においては、危機管理マニュアルを改訂するとともに、学校の安全管理や児童生徒の安全確保に関する研修等に本手引を御活用願います。

なお、本手引は、次の道教委 Web ページからダウンロードし、御活用願います。

記

○「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」

<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/kikikanrinotebiki/kikikanri3.pdf>



○「学校における危機管理の手引（改訂第 3 版）」（追録）

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/107303.html>



（学校安全係）

追録 ヒグマの出没

A 小学校の近くの住宅街で、連日、ヒグマの目撃情報が続いている。前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・管理職は、ヒグマの出没事案を認知後、直ちに市町村及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・ヒグマの出没状況や被害防止対策などの情報収集については、ヒグマ発見の初期段階から出沒終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することから、管理職が情報を一元化して管理し、市町村教育委員会と連携し、正確な情報を児童、保護者、教職員等に提供する。

登下校、待機等の判断

- ・児童の登校前にヒグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に、登下校時における児童の安全確保に向けた対応を検討し、市町村教育委員会の指導・助言のもと、その結果について、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にヒグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。
- ・児童の登下校時間帯にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町村、警察署、PTA等と連携し、教職員についても、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で通学路の見回り等を行うことを検討し、登下校中の児童を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- ・児童の在校中にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- ・判断に迷う場合には、速やかに市町村教育委員会、各教育局を通じて北海道教育庁の指導・助言を得る。

屋外での活動の実施についての検討

- ・屋外での活動の実施については、ヒグマの出没状況を踏まえ、市町村教育委員会の指導・助言のもと判断する。なお、児童の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・ヒグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にヒグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町村や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童の避難経路と避難場所を確認する。

保護者への対応

- ・学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- ・関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

関係機関との連携・見守り活動

- ・市町村、警察署、振興局などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。

教育委員会（教育局）への相談・報告

- ・管理職は、学校の安全対策について市町村教育委員会（教育局）へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

報道機関等への対応

- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

関係機関との情報共有体制の構築

- ・市町村、警察署、振興局などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- ・連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。

危機管理体制の確立

- ・管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

未然防止策

- ・学級活動やホームルーム活動等で、道の環境生活部が作成したリーフレット等を活用し、児童生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。
- ・学校の実情に応じて、「総合的な学習の時間」等の取組において、環境や地域に根ざした問題として「ヒグマ」についてのテーマを取り上げ、ヒグマとの共存の在り方などについて考えを深める学習を行う。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「ヒグマ対策の手引き（令和6年4月16日改訂版）」（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室）
- ・「ヒグマによる事故の防止について」（令和5年10月18日付け教生学第875号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「クマ類の出没対応マニュアル改訂版-（令和3年3月）」（環境省自然環境局）

令和7年度 花巻市教育委員会等クマ出没対応マニュアル

☑ クマ出没時の対応チェック表

□チェックボックスで確認！

クマの出没情報

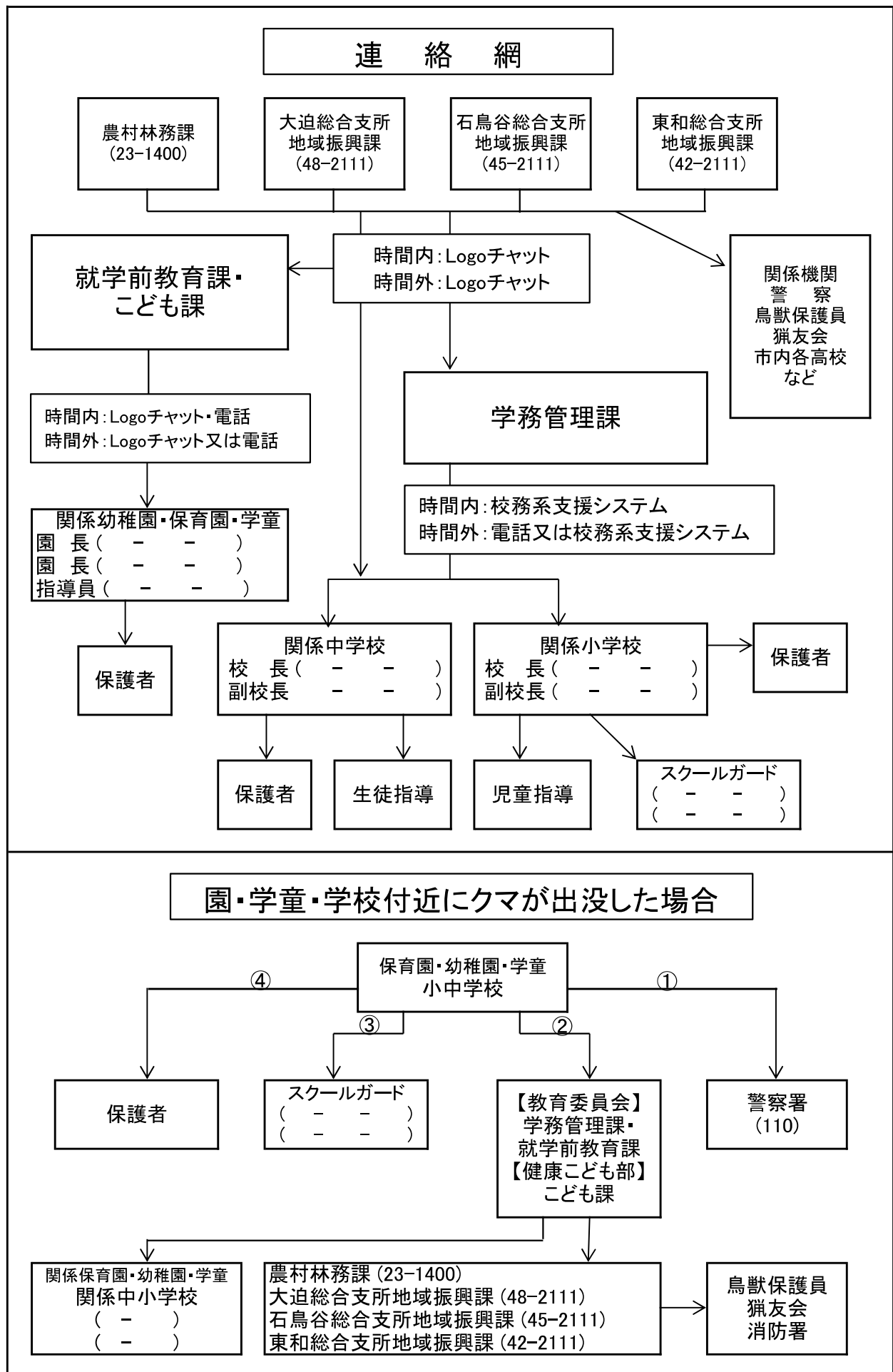
緊急対応が必要か

必要ない

最新情報の収集及び状況に応じて、教育委員会・警察・スクールガード等関係機関との連携

必要

登 校 前	☐ 職員の緊急招集、情報共有と対応協議 ☐ 通学路の安全確保 ☐ 教職員等による巡回・立哨・出迎え等 ☐ 警察・スクールガード等への支援要請 ☐ 警察・学務管理課・こども課への連絡 ☐ 登校時におけるバス・タクシー・公用車の必要性判断(教育委員会) ☐ 保護者への連絡(メール配信等) ☐ 園・学校が得た情報を正確に伝達 ☐ 登園・登校時の注意事項指示 ☐ 自家用車等での登校依頼 ☐ 保護者等が送迎できない場合、バス・タクシー・公用車の利用希望確認 ☐ 市から配布した熊よけベルの装着確認を依頼 ☐ 必要に応じて、付き添いや見守り等の依頼 ☐ 学校の近くに出没した ☐ 人に危害が加えられた ☐ 主要通学路に出没した
在 校 時	☐ 子どもの安全確保 ☐ 全員の所在確認 ☐ 教室(屋内)への避難及び待機 ☐ 屋外での活動の制限 ☐ 職員間での情報共有と対応協議 ☐ 警察・学務管理課・学校教育課・こども課・学童クラブへの連絡 ☐ 児童生徒への連絡 ☐ 業間時間・昼休み時間の過ごし方の指導 ☐ 保護者への連絡(メール配信等) ☐ 園・学校が得た情報を正確に伝達 ☐ 園・学校の対応
下 校 時	☐ 職員間での情報共有と対応協議 ☐ 下校手段の検討 ☐ 通学路の安全確保 ☐ 職員による巡回・立哨・付き添い等 ☐ 警察・スクールガード等への支援要請 ☐ 児童生徒への連絡 ☐ 下校時の注意事項伝達 ☐ 下校時刻及び下校方法(集団下校、保護者への引き渡し等)の徹底 ☐ 保護者への連絡(メール配信等) ☐ 下校時刻及び下校方法(集団下校、保護者への引き渡し等) ☐ 自家用車等での下校依頼 ☐ 保護者等が送迎できない場合、バス・タクシー・公用車の利用希望確認 ☐ 市から配布した熊よけベルの装着を確認(装着していない場合は貸与) ☐ 必要に応じて、迎えや見守り等の依頼
継 続 対 応	☐ 保護者への連絡(メール配信等) ☐ 最新情報の提供 ☐ 翌日の登校方法等 ☐ 学校が実施する通学路の安全対策 ☐ 休日等、校外での過ごし方の指導 ☐ 市から配布した熊よけベルの装着を改めて依頼 ☐ 不安を訴える子どもの確認と心のケア依頼



【時間外(平日早朝・夜間、休日)におけるSMS等での発信例】

(市教委→出没学校の小・中学校の緊急連絡先・LoGoチャット)

【熊情報】市教委の〇〇です。本日〇時頃、〇〇第〇地割〇番地付近にて成獣1頭の見撃情報あり。〇〇方面に向かっていったとのこと。警察、猟友会に連絡済。広報車で注意喚起中。注意喚起をお願いします。



出没学区の小・中学校のLoGoチャット(校長先生及び副校長先生)及び
緊急連絡先に送信します。

受信確認後は、必ず確認した旨の返信をお願いします。

(※学区境界付近の場合は周辺小・中学校にも送信します。)

各校における対応例

- ◎ 普段から保護者・地域・関係機関とクマが出没した際の対応を協議しておく
 - ・ 校舎近辺の草木を切って、明るく、見通しを良くしておく(●)
- ◎ 巡回・立哨・出迎え等の時間や役割分担、位置等を決めておく
- ◎ 保護者への連絡(一斉メール等)
 - ・ 保護者による付き添いや見守り等の依頼など(●)
- ◎ 熊よけベルの装着確認等
- ◎ スクールガードへの協力依頼
- ◎ 出没場所が学校近くの場合は・・・
 - ・ 朝・夕の大音量での放送による追い払い
 - ・ 雷管・爆竹・ロケット花火による追い払い
(近隣住民への周知が必要)
 - ・ 1人で行動しないで、複数体制で対応する
 - ・ 業間時間や昼休みに、子どもが校庭にいる場合は、音楽を流すと共に職員が観察する
 - ・ バス・タクシー・公用車の必要性判断
- ◎ 熊を目撃した児童から、目撃場所等の詳しい内容の聞き取り

子どもへの指導例

- ◎ 1人で行動しないで、友達と一緒に行動する
- ◎ 集団登下校の指導
- ◎ 携帯品の指導
 - ・ 熊よけベルの装着
 - ・ 空のペットボトル(パコパコという音が嫌い)
- ◎ 食べ物を持ち歩かない
- ◎ クマを見かけたら、近くの大人やどこでもいいので近くの民家に保護をお願いすること
- ◎ 屋外での遊びの指導(山や藪などでの遊びは控えること)
- ◎ クマが近くにいるサインがあったら、その場から離れる
 - ・ 糞がある(人間と同じかちょっと大きめ)
 - ・ 足跡がある(幅は成獣で7~13cm)

クマの習性(猟友会より)

- 6月から10月頃までの出没が多い。
- トウモロコシ、ブルーベリー、桑の実、リンゴ、カキ、クリ、ドングリ、などを好んで食べる。
※上記のほか、家庭で排出する残飯なども好む
- 畑に出てきたクマに襲われることがある。
- エサを求めて移動する。
- 熊の繁殖期(7月~8月)にはオスの行動範囲が広くなり、子連れのメスは性格が荒くなる。
- 草木を切って明るくするとよい。熊は暗いところに出る。
- 脅すと、怖がって襲ってくる。
- 子連れの場合、何も無いところに出て、子グマが遊んでいることがある。
- 出没は夕方から朝方にかけて多くなる。
- 行動範囲が広いが、出没場所は同じ場所が多い。
- 驚いた場合は、パニックになりどこに向かうかわからない。
- 子熊を見ても絶対に近づかない。
- 夏の暑いときは、川で遊んでいることがある。
- 嗅覚がものすごく敏感で、においにつられて来ることもある。
- もしも、クマに出会ってしまったら
 - ・ 背中を見せて走って逃げないで(本能的に襲ってくる)ゆっくりと後ずさりして離れる
 - ・ カバンなどを持ち物を置いて、それにクマが気を取られている隙に逃げる
 - ・ クマが興奮するので、大声で叫んだり、石や棒などを投げつけない

男鹿市教育委員会 クマ出没対応マニュアル

令和6年6月 男鹿市教育委員会

☆クマ(ツキ/ワグマ)の習性

- ・昼行性で、特に朝と夕方の薄暗い時間帯に最も活発に活動する。
- ・農作物や実のなる庭木などに通うことを覚えたクマは、人に見つからないよう、夜に活動することもある。
- ・警戒心が強いので、うす暗いところに出やすい。
- ・エサを求めて移動する。行動範囲が広い。
- ・嗅覚が鋭く、においにつられてくることがある。
- ・臆病だが、脅かすと怖がって襲ってくることがある。
- ・自然界にない大きな音、音楽が苦手。

【春】 冬眠から目覚める季節

- ・植物の新芽や山菜、タケノコを求める

【夏】 子グマ→独り立ち、大人グマ→交尾の季節

- ・山の中に食べ物が少ない季節のため、農作物などを狙って人里に出やすい

【秋】 冬眠に備えて脂肪を蓄える季節

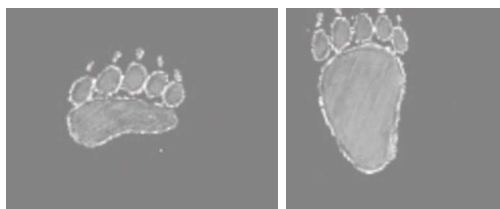
- ・活発に活動する
- ・食べ物を探するため、夜も活動する

【冬】 冬眠の季節

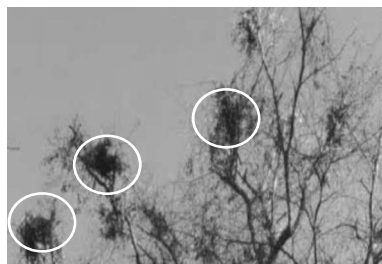
- ・秋に十分に脂肪を蓄えることができないと冬眠が遅れることもある

☆クマ(ツキ/ワグマ)が近くにいるサイン

- ・糞(ふん)がある。色や形は食べ物によって変わる。
- ・足跡がある。(横幅 10 センチくらい。指が 5 本。)
- ・クマ剥ぎ(スギやヒノキの根元から2mぐらいまでの樹皮が剥がされた痕跡)がある。
- ・クマ棚(樹上に折った枝を集めたもの。クマが枝を折りながらドングリなどを食べた跡)がある。



↑ クマの足跡(左:前足 右:後足)



← クマ棚

☆各校における平時の対応策の例

- 保護者や関係機関と、クマが出没した際の対応を協議しておく。
 - ・児童生徒への安全指導（下欄参照）とクマ遭遇時の対処訓練。
 - ・関係機関との連絡体制（別紙参照）とパトロール等の依頼。
 - ・「こども110番」等に有事の際の保護を依頼。
 - ・保護者への情報提供と注意喚起。
 - ・登下校時の対応→引き渡し、保護者送迎、集団下校など。
 - ・外遊びや外での体育、部活動の対応→状況に応じて室内の活動に切り替える。
- 校地内にクマを近付けないための対策を講じる。
 - ・実のなる樹木等は早めに収穫。
 - ・朝や夕方、外での活動の際に音楽をかける等、クマが嫌がる音を出す。
 - ・クマのエサになるようなものを放置しない。

☆児童生徒への指導の例

- 自分の身を守り、クマを寄せ付けないための方策
 - ・登下校時に音の出るものを携行する。（クマ鈴、自転車のベル等）
 - ・食べ物を持ち歩かない。
 - ・1人で行動せず、友達と一緒に行動する。
 - ・クマが近くにいるサイン（足跡など）を見つけたら、その場を離れる。
- クマに出会った際の対処法
 - ・ゆっくりと後ずさりして逃げる。
 - ・カバン等の持ち物を置いて、クマが気をとられている隙に逃げる。
 - ・大声で叫ばない。（クマが興奮する）
 - ・石や棒を投げつけない。（クマが興奮する）
 - ・「こども110番の家」や商店、公共施設等に逃げ込み、保護してもらう。
- クマに襲われそうになった際の対処法
 - ・両手を首の後ろに組んで、顔を伏せる姿勢をとる。（頭や顔を守る）

クマ出没時の対応チェック表

子どもの安全を最優先に!

クマの出没情報

緊急対応が必要か

必要なし

- 関係機関との情報共有
- パトロール等の依頼

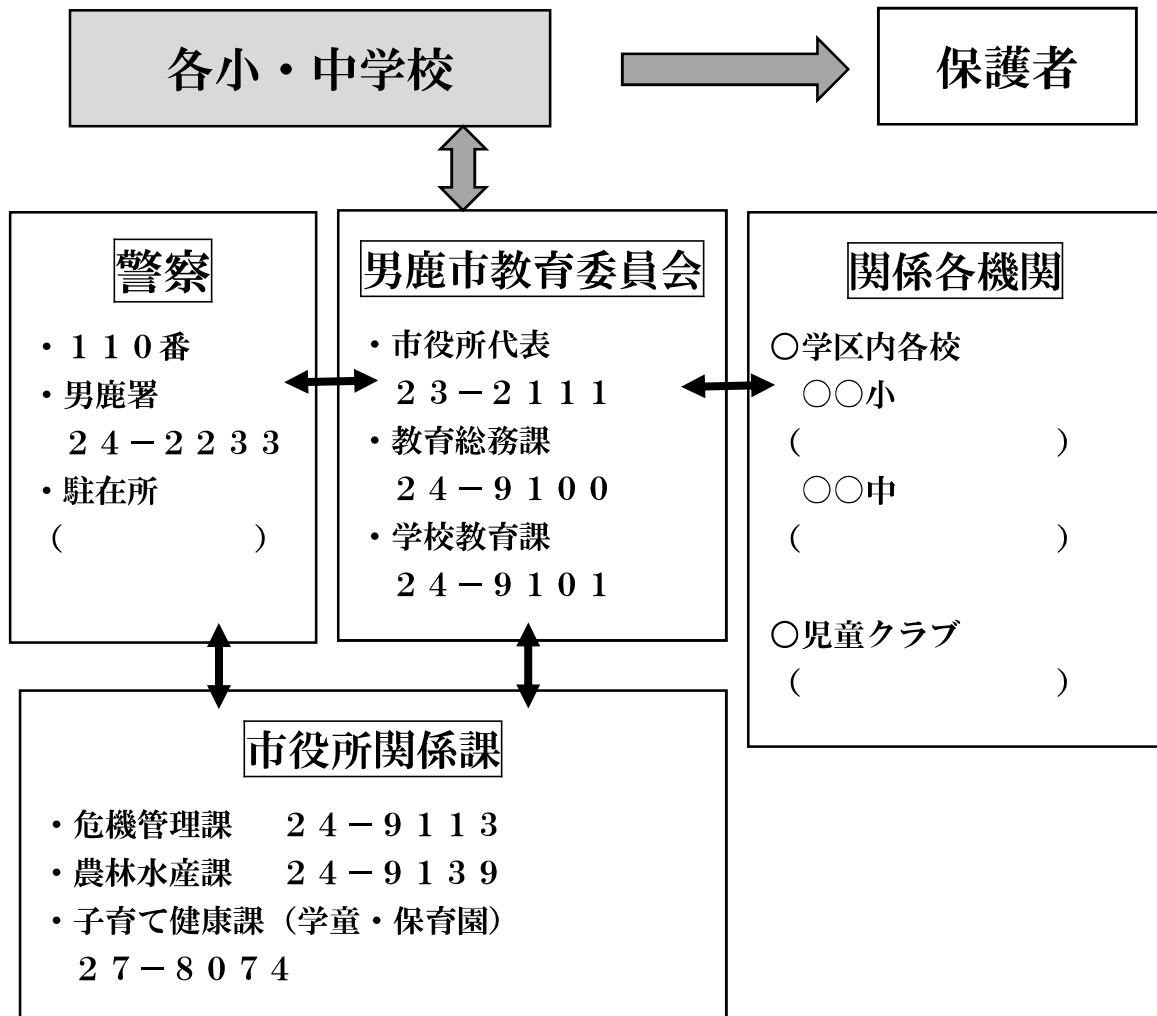
- 必要
- 学校の近く(学区内)に出没した
 - 通学路に出没した

登 校 前	☐ 職員間の情報共有と対応の協議 ☐ 関係機関への連絡(警察・市教委) ☐ 通学路の安全確認 ・関係機関によるパトロール(市教委が依頼) ・職員による車での巡回 ☐ 保護者への連絡(緊急メールで連絡) ・目撃情報があった場所等 ・保護者送迎、自宅待機等対応を指示 ・登校時の注意事項
在 校 時	☐ 職員間の情報共有と対応の協議 ☐ 児童生徒の安全確保と安全指導 ・児童生徒の所在確認 ・屋内への避難 ・校舎一階の施錠(状況に応じて窓の施錠も) ・屋外での活動の制限(体育、休み時間、部活動) ・在校時及び下校時の注意事項を指導 ☐ 関係機関への連絡(警察・市教委) ☐ 通学路の安全確認 ・関係機関によるパトロール(市教委が依頼) ・職員による車での巡回 ☐ 保護者への連絡(緊急メールで連絡) ・集団下校、引き渡し、部活動休止などの連絡 ・登校時の注意事項

※安全が確保されるまで上記の対応を継続する。

クマ出没時の連絡体制(連絡網)

- 学校に目撃情報等が寄せられた際には、教育委員会に第一報を。
- 緊急性が高い場合は、警察署にも速やかに連絡を。



【報告事項について】

- 目撃場所
- 目撃日時・時刻
- クマの情報 (大きさ・頭数等)
- 負傷者の情報
- 今後の対応